

事務連絡  
令和5年12月19日

食品関連事業者 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
食品ロス・リサイクル対策室

食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について（周知）

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

今般、「令和4年の地方からの提案等に対する対応方針」及び「規制改革実行計画」において、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）に基づく廃棄物処理法の特例の取扱いについて、学校給食や社員食堂等を運営する事業者等食品関連事業者以外の者に適用を拡大することについて検討し、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の一部改正等を行う旨閣議決定されたところです。

上記を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合（以下、「合同会合」という。）において、拡大の可能性について実態を踏まえて検討を行ったところ、学校給食や社員食堂等は、その運営を食品関連事業者である給食事業者に委託する場合が大半であり、既に廃棄物処理法の特例の活用が可能な状態でした。そもそも食品関連事業者の範囲は、再生利用の実施の必要性が高いものに限定しており、また、例えば、学校給食は教育活動の一環として再生利用等に取り組むことが適切であるとの理由から食品関連事業者から除外されたことなどの法制定時の経緯も考慮し、食品関連事業者として取り組むべき措置等の履行も求めた上で対象とする必要があるかを検討したところ、その必要はないとの結論を得ました。

他方、そもそも規制改革事務局等に実態に即さない形で制度改正要望が挙げられたことは、食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例の周知が十分進んでいないことが考えられることから、改めて下記及び別紙のとおり特例についてお知らせするとともに、このことを会員各位に御周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

学校給食や社員食堂等の食品関連事業者以外の者から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を伴う事業を営む食品関連事業者は、その事業活動によって発生する食品廃棄物の運搬を登録再生利用事業者に持ち込むことを前提に一般廃棄物収集運搬業者に委託することで、別紙の廃棄物処理法の特例が活用可能であることから、給食事業を委託する事業者と連携し、再生利用等の促進の観点から特例の活用もご検討ください。

【本件問合せ先】

食品ロス・リサイクル対策室

代表：03-3502-8111（内線 4327）

担当：月岡、大嶋

E-mail：loss-non@maff.go.jp

- ✓ 食品廃棄物等の再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣がリサイクル業者を登録。（食品リサイクル法第11条）

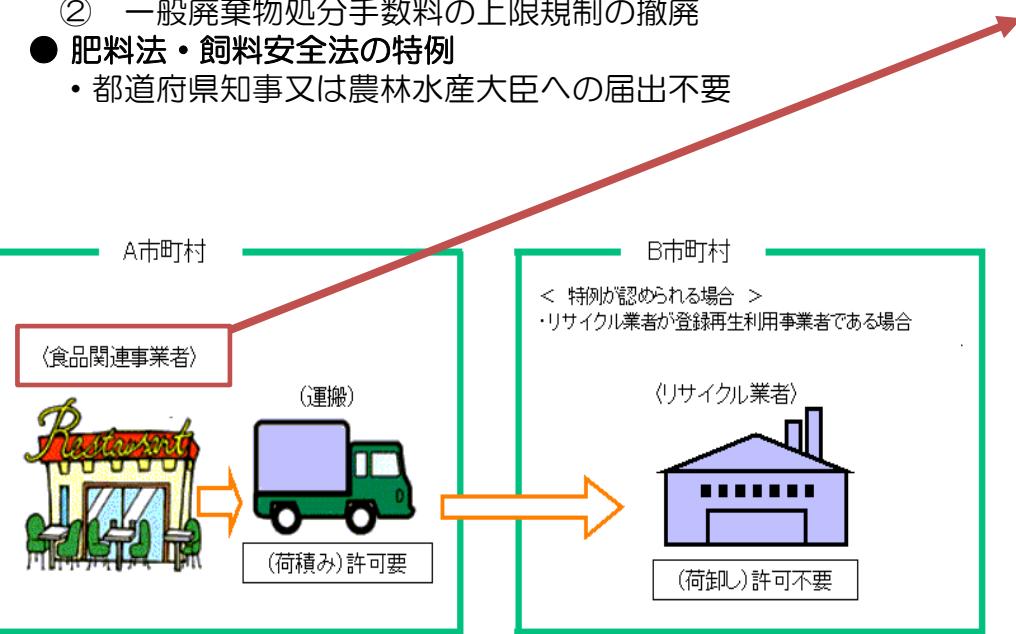
## 制度の特例

### ● 廃棄物処理法の特例

- ① 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
- ② 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃

### ● 肥料法・飼料安全法の特例

- ・都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要



食品関連事業者とは、

- 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

【法2条第4項】



【沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業】

【政令第1条】